

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第59号）に規定する契約（以下「長期継続契約」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の考え方)

第2条 長期継続契約は、解除条件付きの複数年契約であり、各年度の予算の範囲内で執行される翌年度以後の債権債務が確定していない契約である。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商習慣上、翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的なもの

ア 電子情報処理機器及びこれに付随する機器を借り入れる契約

イ 事務用機器を借り入れる契約

ウ 医療用機器を借り入れる契約

エ 庁舎等備付設備機器を借り入れる契約

オ プレハブによる仮設建築物を借り入れる契約

カ 重機等特殊自動車を借り入れる契約

キ その他これらに類する契約

(2) 役務の提供を受ける契約で、毎年繰り返し切れ間なく、安定した役務の提供を受け、かつ、相手方の初期投資及び準備期間を確保する必要があるもの

ア 機械警備業務委託契約

イ 受付案内業務委託契約

ウ 給食業務委託契約

エ 医療事務委託契約

オ 施設運転管理委託契約

カ その他これらに類する契約

(契約期間)

第4条 長期継続契約の契約期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 物品を借り入れる契約については、税法上の耐用年数等を勘案し、原則10年を上限とする。

(2) 役務の提供を受ける契約については、原則5年を上限とする。

(条件付解除条項)

第5条 長期継続契約の契約書に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する旨を明記する。

(補則)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、財務室を所管する部長（当該部長を置かない場合にあっては、総務局長）が定める。

附 則（平成18年2月14日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（平成31年1月4日制定）

この要領は、制定の日から施行する。